

## 固定資産評価通知書（評価額通知）の交付について

- 地方税法第 422 条の 3 に基づき、不動産登記の際、登録免許税の算定基礎となる評価額を法務局へ通知するための証明書で、法務局宛となっております。
- 登記以外の目的で証明書を必要とされる場合は、評価証明書等、通常の有料の証明書をご申請いただくこととなります。

(注)固定資産評価通知書には、所有者に関する記載はありません。

### 交付申請手続きに必要なもの

- 申請者が所有者本人以外の場合は、名古屋法務局春日井支局で発行（登記官の押印あり）される「**固定資産評価通知依頼書**」が必要となります。

# 固定資産評価通知依頼書

春日井市長様

令和 年 月 日

登記申請人	住所		氏名	
所有者	住所		氏名	
評価通知の種類	土地・家屋			
物件		の所在		地番
春日井市	町字	(通・台・丘)	丁目	番地
春日井市	町字	(通・台・丘)	丁目	番地
春日井市	町字	(通・台・丘)	丁目	番地
春日井市	町字	(通・台・丘)	丁目	番地
春日井市	町字	(通・台・丘)	丁目	番地
上記資産の評価通知書を交付願います。				
名古屋法務局春日井支局				
登記官				印